

# 文芸川越第41号 作品募集要項

## 1 応募資格（投稿は1人1部門。但し、カットとの重複応募は可能）

川越市内に在住・在勤・在学者、又は文芸川越に掲載されている市内文芸団体一覧の会員で15歳以上の方（但し、中学生は除く）。

別紙【記入例】を必ずご確認ください。

## 2 募集部門・応募に当たっての注意事項

部門	1人あたりの 応募作品数	注意事項 ※B4（原稿1部、コピー2部）で提出（カット除く）
小説	1編	所定の原稿用紙を使用。（文化芸術振興課及び市内公民館で配布。川越市のホームページからもダウンロード可） ワープロ・パソコンの場合、26字×24行の縦書きB4判。 8枚以上14枚以内 童話、民話を含む。
随筆	1編	所定の原稿用紙を使用。（文化芸術振興課及び市内公民館で配布。川越市のホームページからもダウンロード可） ワープロ・パソコンの場合、26字×24行の縦書きB4判。 7枚以内 評論を含む。
詩	1編	B4判400字詰め原稿用紙を使用。30行以内 ワープロ・パソコンの場合、30字×30行の縦書きB4判。 自由詩とする。漢詩を除く。
短歌	4首	B4判400字詰め原稿用紙を使用。 作品と作品の間は1行空ける。 仮名遣いは、新・旧いずれかに統一し、使用した仮名遣いを明記すること。
俳句	5句	B4判400字詰め原稿用紙を使用。雑詠。 仮名遣いは、新・旧いずれかに統一し、使用した仮名遣いを明記すること。
川柳	5句	B4判400字詰め原稿用紙を使用。 仮名遣いは、新仮名遣いとし、常用漢字を使用すること。
カット	制限なし	はがき判からA5判の白色用紙に黒色で描いたもの。 中表紙、目次、部門扉にふさわしいもの。コピーの提出不要。 ※上記の各部門との重複投稿も可能。電子申請は不可。

## 3 その他の注意事項

- 応募作品は、創作で未発表のものに限り、他誌と重複して応募することはできません。
- 応募作品には、冒頭に〔部門・題名（小説・随筆・詩のみ）・氏名・ふりがな・年齢・性別・郵便番号・住所・電話番号〕を明記してください。電話番号は、日中連絡が取れる番号をご記入ください。また、ペンネームを用いる場合は、氏名の下に（ ）書きで本名を記入してください。記入していただいた個人情報は『文芸川越』刊行の目的のみに使用します。また『文芸川越』には作品と作者名（ペンネーム）のみの掲載となります。

- (3) **使用する用紙、字数、行数及び枚数制限等の注意事項を必ず守ってください。**  
用紙の使い方などは、バックナンバーの文芸川越を参考としてください。
- (4) 鉛筆及びこすると消えるボールペンの使用は不可とします。
- (5) 常用漢字を使用し、楷書で記入してください。
- (6) 原稿は推敲のうえ、誤字・脱字がないようにしてください。
- (7) 他の著作から引用する場合には、出典文献の〔書名・著者名・出版社名〕を明記してください。
- (8) 人名、地名等読み方の難しい漢字にはふりがなをふってください。
- (9) カットは、用紙を折らずに応募してください。
- (10) **応募作品(カットを除く)は、B4判で原稿とコピー2部の計3部を提出してください。**ワープロ・パソコンを使用する場合は、A4判で印刷したものを B4判に拡大コピーしていただいても結構です。

4 募集期間 令和2年4月6日(月)から令和2年6月10日(水)まで

※郵送、持参の場合は、令和2年6月10日(水)までに文化芸術振興課必着

5 応募方法 川越市文化芸術振興課に直接お持ちいただくか、郵送にてお送りください。

**封筒の表に「文芸川越応募作品」及び「部門名」を朱で明記してください。**

電子申請にてご応募いただくことも出来ます。(川越市ホームページより)

6 選考 応募作品は、川越市が依頼する文芸川越編集委員が選考の上、『文芸川越第41号』に掲載します。

7 刊行 令和3年2月(予定)。応募者には刊行のお知らせをします。

8 その他

- (1) 作品の掲載にあたっては、文章表現や仮名遣いなど、作者の意図を尊重しながら補筆・訂正することがありますので、ご了承ください。
- (2) 応募作品は、採用・不採用に関わらず、返却しませんので、ご了承ください。
- (3) 掲載作品は、川越市立図書館等においてテープ録音し、視覚に障害を持つ方の利用に供することがあります。また、掲載作品を利用する場合は、川越市文化芸術振興課へお申し出ください。

● この募集要項に規定する事項を満たさない作品は掲載できない場合があります。

お問い合わせ・提出先

〒350-8601 川越市元町1-3-1 川越市文化芸術振興課

TEL 049-224-6157(直通)